

○古河市スポーツ大会参加補助金交付要綱

平成19年3月15日

告示第101号

(趣旨)

第1条 この告示は、市民のスポーツ振興を図るため、各種のスポーツ大会において、関東大会、全国大会又は国際大会（以下「大会等」という。）に出場又は参加する者に対し、スポーツ大会参加補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、古河市補助金等交付規則（平成17年規則第37号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象大会等)

第2条 補助金の交付対象となる大会等は、次の各号のいずれかに該当するもののうち当該大会等に出場するための予選等が行われるものであって、茨城県、関東又は国の代表とされるものとする。ただし、小学校（義務教育学校の前期課程及び特別支援学校の小学部を含む。）、中学校（義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部を含む。）又は高等学校（中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。）（次条においてこれらを「学校」という。）の部活動等によるものは除く。

- (1) 国又は公益財団法人日本スポーツ協会若しくはその加盟団体（次号において「協会等」という。）が主催又は共催する大会等
- (2) 協会等が派遣を決定する国際大会
- (3) 前号に定めるもののほか市長が認める大会等

2 前項の規定にかかわらず、表彰式その他これに類する行事のみに参加する場合は、補助金の交付対象としない。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象（以下「補助対象者」という。）は、次に掲げるものとする。

- (1) 競技団体 市内に属する競技団体（当該大会等の参加申込書に監督、コーチ又は選手（次号において「選手等」という。）として記載される者

に限る。)。ただし、当該大会等の開催要項等に登録人数が定められているときは、当該登録人数を限度とする。

(2) 個人 競技活動（学校の部活動等を含む。）の拠点が茨城県内である市内に住所を有する者であって、当該大会等の参加申込書に選手等として記載されるもの

(3) 同行者 学校に在学する者（以下「学生」という。）が出場等する場合において、監督、コーチその他成年者が補助金の交付対象とならない場合における同行者1人。ただし、市長がやむを得ないと認めるときは、市長が認める人数を限度とする。

（補助金の額）

第4条 一の大会等における補助金の額は、次条に規定する補助対象経費の合計額（参加者負担額（交通費及び宿泊費を含み、その費用の内訳が分からないものに限る。）が定められている大会等については当該参加者負担額を2で除して得た額）から大会等の主催者その他の団体から当該大会等の参加に対して交付される補助金等を減じて得た額とし、1,000円に満たない額については、これを切り捨てる。

2 前項の規定により算出された補助金の限度額は、次の各号に掲げる補助対象者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 次号以外の競技団体 30万円

(2) 選手が全て学生以外の者で構成されている競技団体 20万円

(3) 個人及び同行者 5万円

（補助対象経費）

第5条 補助対象経費は、補助対象者の大会等の出場に係る交通費及び宿泊費とし、その額については、次に定めるところにより算出する。

(1) 交通費 鉄道運賃、バス運賃、航空運賃等とする。ただし、前条第2項第2号及び第3号（学生である個人を除く。）に掲げる補助対象者の場合にあっては当該交通費を2で除して得た額とする。

ア 車賃 出発地から大会等の会場までの最も経済的な通常の経路とし、古河市職員の旅費に関する条例（平成17年条例第45号）第14条に規定する車賃額とする。ただし、必要最低限の台数に係る額を上限とする。

イ 鉄道運賃、バス運賃、航空運賃等 実費額とし、最も経済的な通常の経路及び方法によるものとする。

ウ その他の交通手段による経費 実費額とし、最も経済的な通常の経路及び方法によるものとする。

(2) 宿泊費 宿泊に要した費用（前条第2項第1号及び第3号（学生である個人に限る。）に掲げる補助対象者の場合にあっては1泊7,000円を限度とし、同項第2号及び第3号（学生である個人を除く。）に掲げる補助対象者の場合にあっては当該費用を2で除して得た額とし、1泊5,000円を限度額とする。）に宿泊した日数（開催要項等に開催日数が定められている場合は、当該開催日数を限度とする。）を乗じて得た額とする。ただし、遠距離その他の理由により市長が特に必要と認める場合は、出場等した期間又は開催期間の前日及び末日の宿泊に係る宿泊費を含むことができる。

（交付申請）

第6条 補助金の交付を受けようとするもの（以下「申請者」という。）は、スポーツ大会参加補助金交付申請書（様式第1号）に次の書類を添えて市長に申請しなければならない。

- (1) 大会要項等
- (2) 出場に至る予選等の結果を証明できるもの
- (3) 収支予算書
- (4) 出場等者名簿
- (5) その他必要と認める書類

（交付決定）

第7条 市長は、前条の規定による申請を受けたときは、その適否を審査し、補助金の交付の可否を決定し、速やかにスポーツ大会参加補助金交付（不交付）決定通知書（様式第2号）により当該申請者に通知するものとする。

(概算払)

第8条 市長は、必要があると認めるときは、前条の規定により補助金の交付決定を受けたもの（以下「補助決定者」という。）に対し、当該大会等の開催前に当該補助金の交付決定額の全部又は一部を概算払として交付することができる。

2 補助決定者は、前項に規定する補助金の概算払を受けようとするときは、スポーツ大会参加補助金概算払申請書（様式第3号）により市長に申請しなければならない。

3 市長は、前項の規定による申請を受けたときは、申請内容を審査し、概算払の可否を決定し、スポーツ大会参加補助金概算払交付（不交付）決定通知書（様式第4号）により当該補助決定者に通知するものとする。

(実績報告)

第9条 補助決定者は、大会等が終了したときは、速やかにスポーツ大会参加補助金実績報告書（様式第5号）に次の書類を添えて市長に報告しなければならない。

- (1) 大会等結果報告書
- (2) 収支決算書
- (3) 支払証拠書類の写し

(額の確定)

第10条 市長は、前条の規定により報告があったときは、その内容を調査し、適正であると認めるときは、補助金の額を確定し、スポーツ大会参加補助金交付額確定通知書（様式第6号）により当該補助決定者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第11条 第8条第3項の規定による補助金概算払の交付決定を受け、又は前条の規定による通知を受けた補助決定者は、補助金の交付を受けようとするときは、スポーツ大会参加補助金交付請求書（様式第7号）により市長に請求しなければならない。

(調査)

第12条 市長は、補助金の交付を受けた補助決定者に対し、その用途について調査することができるものとする。

(返還)

第13条 市長は、第10条の規定により補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているとき、又は前条の規定による調査の結果、偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたことが明らかになったときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

(補則)

第14条 この告示に定めるもののほか、補助金の交付その他に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成24年告示第90号）

この告示は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成25年告示第39号）

この告示は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成30年告示第176号）

(施行期日)

1 この告示は、平成30年6月4日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の際、この告示による改正前の古河市スポーツ大会参加補助金交付要綱に規定する様式の内紙で、現に残存するものについては、当分の間、所要の補正をし、これを使用することができるものとする。

附 則（平成30年告示第263号）

(施行期日等)

1 この告示は、平成30年9月20日から施行し、同日以後の申請に係る補助金から適用する。

(経過措置)

- 2 この告示の施行の際、この告示による改正前の古河市スポーツ大会参加補助金交付要綱に規定する様式の内紙で、現に残存するものについては、当分の間、所要の補正をし、これを使用することができるものとする。

附 則（令和2年告示第147号）

（施行期日）

- 1 この告示は、令和2年4月13日から施行する。

（経過措置）

- 2 この告示による改正後の古河市スポーツ大会参加補助金交付要綱の規定は、この告示の施行の日以後の申請に係る補助金から適用し、同日前の申請に係る補助金については、なお従前の例による。

附 則（令和3年告示第18号）

（施行期日）

- 1 この告示は、令和3年1月26日から施行する。

（経過措置）

- 2 この告示の施行の際、この告示による改正前の古河市スポーツ大会参加補助金交付要綱に規定する様式の内紙で、現に残存するものについては、当分の間、所要の補正をし、これを使用することができるものとする。

附 則（令和3年告示第105号）

（施行期日）

- 1 この告示は、令和3年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この告示の施行の際、この告示による改正前の各告示に規定する様式の内紙で、現に残存するものについては、当分の間、所要の補正をし、これを使用することができるものとする。